

平成五年法律第七十二号

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もつて豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定農山村地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。

2

この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一

耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）及び開発して農用地とすることが適当な土地

二

木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地及び次号に規定する林地を除く。）

三

木竹の集団的な生育に供される土地（主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下「林地」という。）及び林地とすることが適当な土地

四

次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供される林地を除く。）

五

前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地として使用される土地を除く。以下「農林業等活性化基盤整備促進事業」とは、この法律で定めるところによる

四

次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供される林地を除く。）の改善及び安定に関する措置

三

この法律において「農林業等活性化基盤整備促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一

次に掲げる農林業その他の事業の活性化を図るために必要な措置の実施を促進する事業

二

新規の作物の導入その他生産方式の改善による農業経営（食用きのこその他の林産物の生産を併せ行うものを含む。以下同じ。）の改善及び安定に関する措置

三

農用地及び森林の保全及び農業上の利用の確保に関する措置

四

都市住民の農林業の体験その他の都市等との地域間交流に関する措置

五

その他地域における就業機会の増大に寄与する措置

六

前号に掲げる措置を実施するために必要な農業用施設、林業用施設その他主務省令で定める施設（以下「農林業等活性化基盤施設」という。）の整備を促進する事業

七

農林地（農用地及び林地をいう。以下同じ。）の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保及び農林業等活性化基盤施設の円滑な整備の促進を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を促進する事業（以下「農林地所有権移転等促進事業」という。）

八

農林業その他の事業を担うべき人材の育成及び確保その他農林業その他の事業の活性化を促進するためには必要な事業

九

主務大臣は、第一項の政令で定める要件に該当する特定農山村地域を公示するものとする。

第五条 特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業の原則

第三条 特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業は、地域の農林業その他の事業に從事する者又はその組織する団体が地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図るために自主的な努力を助長し、かつ、地域住民の生活の向上が図られること並びに農林業の振興

長と協議するものとする。

主務大臣は、第三項第二号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の

認定をするものとする。

並びに農用地及び森林の保全を通じて国土及び環境の保全等の機能が十分發揮されることを目指して実施するものとする。

(農林業等活性化基盤整備計画)

第四条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画（以下「基盤整備計画」という。）を作成することができる。

2

基盤整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一

農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項

二

農林業生産の基盤の整備及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であつて、農林業等活性化基盤整備促進事業に関連して実施されるものに関する事項

三

基盤整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、農林業その他の事業の活性化の目標その他の主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4

第二項第一号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一

移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

二

設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する事項を定めるものとする。

三

農林業生産の基盤の整備及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であつて、農林業等活性化基盤整備促進事業に関連して実施されるものに関する事項

四

農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

5

市町村は、第四項各号に規定する算定基準を定めようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

6

第二項第一号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、前項各号に掲げる事項のほか、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針その他農林水産省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

7

市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第一号に掲げる事項について、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、同号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものについては、都道府県知事の同意を得なければならない。

8

市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9

農業経営の改善及び安定のための計画の認定

第六条 国及び都道府県は、前条の認定を受けた団体及びその参加構成員が当該認定に係る計画に従つて同条の措置を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(農林業等活性化基盤整備設置事業計画の認定)

第七条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下

「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるとときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。  
 (所有権移転等促進計画の作成等)

**第八条** 計画作成市町村は、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員又は前条の認定を受けた者から第五条の認定に係る計画又は前条の認定に係る事業計画に従つて農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があつた場合において必要があるときその他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書き又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

## 2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所
- 三 第二号に規定する者に前号に規定する土地に於いて所有権の移転等を行ふ者の氏名又は名称及び住所

- 四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

- 五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあつては地代又は借賃及びその支払の方法

- 六 その他農林水産省令で定める事項

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

- 一 所有権移転等促進計画の内容が基盤整備計画に適合するものであること。
- 二 所有権移転等促進計画において、次に掲げる所有権の移転等のいずれかが定められていること。

- イ 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため行う農林地についての地目変換(農用地間又は林地間における地目変換を除く。)を伴う所有権の移転等(口に該当するものを除く。)

- ロ 農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の整備を図るために行う農林地等についての所有権の移転等及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するため必要な農林地についての所有権の移転等

- 三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていないこと。

- 四 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供する事が適當であると認められること。

- 五 前項第一号に規定する者が、次に掲げる要件を備えていること。

- イ 前項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該土地の位置及び第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあつては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない者に該

- ロ 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農林業等活性化基盤施設の用に供するためのものである場合にあつては、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員(当

該認定に係る計画に従つて特定施設を設置する者に限る。)、前条の認定を受けた者又は地方公共団体その他の基盤整備計画に即して農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)を適正かつ確実に整備することができるとして主務省令で定める者であること。

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、所有権の移転等が行われた後において、前項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められる者であること。

4 農業委員会は、第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするとき(当該所有権移転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地(耕作の目的に供される土地をいう。)であるとき)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、次項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について第一項の決定をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聞くことができる。

6 計画作成市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、当該所有権移転等促進計画が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。)内にあり、かつ、所有権の移転等が行われた後において、農林業等活性化基盤施設の用に供されるることとなること(同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の規定による許可を要する場合に限る。)

計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における第三項及び前項の規定の適用については、第三項中「要件に」とあるのは「要件及び第六項第一号に掲げる要件に該当する場合にあつては周辺の農用地に係る當農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に」と、前項中「次に掲げる要件のいずれか」とあるのは「第二号に掲げる要件」とする。

(所有権移転等促進計画の公告)

第九条 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 計画作成市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、前条第六項の承認を受けた所有権移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。

(公告の効果)

第十条 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十二条 削除

第十三条 基盤整備計画に係る特定農山村地域(以下「対象地域」という。)の全部又は一部をそ  
の地区の全部又は一部とする農業協同組合及び森林組合は、当該基盤整備計画の円滑な実施が促進するためのものである場合にあつては、第五条の認定を受けていた団体若しくはその参加構成員(当





基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百四条、第一百十条(共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。)、第一百四十四条、第一百二十一条(都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九十七条の改正規定に限る。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条の改正規定に限る。)、第一百三十三条、第一百四十四条、第一百四十五条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十二条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第一百五十三条、第一百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の一及び第五十一条第一項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百五十九条、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。)、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第一百七十五条及び第一百八十六条(ポリ塩化ビニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第一百七十五条の規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第一百七十五条の二及び附則第十一項の改正規定に限る。)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定を除く。)、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百十三条、第一百十五条及び第一百八十二条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

**第三条** この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行の日前である場合には、同法附則第三十九条のうち特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第五項の改正規定中「第四条第五項」とあるのは、「第四条第七項」とする。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二七年六月二日法律第五〇号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条 第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第八十七条** 施行日前にされた前条の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(次項において「旧特定農山村法」という。)第八条第一項の決定は、前条の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(次項において「新特定農山村法」という。)第八条第一項の決定とみなす。

前項の場合において、旧特定農山村法第八条第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていい場合であって、新特定農山村法第八条第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときは、都道府県知事は、都道府県機関の意見を聴かなければならぬ。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条 第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。)、第十二条(採石法第三十三条の十七の次に一条

を加える改正規定に限る。)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定(公布の日(処分、申請等に関する経過措置))

**第六条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この項において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対し報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

**第八条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条 第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第八十七条** 施行日前にされた前条の規定による改正前の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(次項において「旧特定農山村法」という。)第八条第一項の決定は、前条の規定による改正後の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(次項において「新特定農山村法」という。)第八条第一項の決定とみなす。

前項の場合において、旧特定農山村法第八条第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていい場合であって、新特定農山村法第八条第六項第一号に掲げる要件に該当する所有権転等促進計画に係る同号に規定する農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときは、都道府県知事は、都道府県機関の意見を聴かなければならぬ。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

**第一百十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する規定を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄**

---

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（施行期日）  
附 則（令和三年三月三一日法律第一九号）抄  
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

---